

○京都府食の安心・安全行動計画の主な数値目標

| 柱 | 施策 | 具体的な施策 | 指標 | 参考値 R5実績 | 数値目標 R11 |
|--------------------------|---|---|---------------|-------------|-------------|
| 1 生産から消費に至る食品の 安全性の確保 | (1) 生産現場等の 監視・指導 | 全畜産農家に対する動物用医薬品等の 適正使用指導 | 指導率 (%) | 100 | 100 |
| | | 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な 貝毒発生状況調査 | 調査数 (回) | 54 | 72 |
| | (2) 多様化する 流通、提供形 態に対応した 監視・指導 | 巡回指導による食品表示の適正化 | 適正表示率 (%) | 新規 | 100 |
| | | 新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトや デリバリーを行う際に食中毒を発生させないための 監視指導 | 指導率 (%) | 100 | 100 |
| 2 食品関連事業者の自主的な 取組の促進 | (1) 事業者との 協働による 食品の信頼 確保 | HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の 研修会開催 | 開催数 (回) | 25 | 25 |
| | | 食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発 | 普及啓発 人数(人) | 131 | 130 |
| | (2) 持続可能な 農業の推進 | 京都府みどり認定の拡大 | 延認定者数 (人) | 289 | 1,000 |
| | | 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 | 面積 (ha) | 2,468 | 3,000 |
| 3 消費者への情報提供の 充実と相互理解 | (1) 府民と食品 関連事業者 の交流による 相互理解の 促進 | 食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション 等の開催 | 参加者数 (人) | 596 | 500 |
| | | 府民の京都の食に対する理解促進に向けた 「京の食文化の語り部」による講演会の開催 | 受講者数 (人) | 新規 | 400 |
| | (2) 消費者ニ ーズに応じた正 確な情報の 提供 | 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 | 総動画 再生数(回) | 72,562 | 130,000 |
| | | SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の 発信 | 閲覧数 (回) | 22,582 | 24,000 |



京都府食の安全・食育情報

食の安全に関する取組結果、正確な情報や、食育を身近に感じていただくための情報、イベントのお知らせなどをホームページやSNSで発信しています。



◇ 発行 ◇

京都府農林水産部農政課

TEL 075-414-5654 FAX 075-432-6866

E-mail nosei@pref.kyoto.lg.jp

令和6年12月 京 都 府

第7次

【概要版】

京都府食の安心・安全行動計画

(令和7年度～令和11年度)



京都府食の安心・安全行動計画とは？

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例を制定し、府民の皆様の食の安心・安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために行動計画を策定しています。

何が書かれているの？

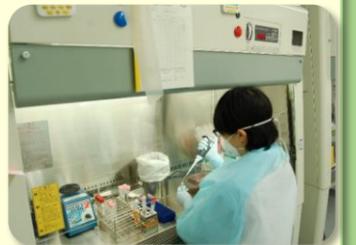
食の安心・安全を確保するために現状・課題を取りまとめ、今後5年間で京都府が実施すべき取組をまとめています。

① 食品の監視・検査

生産から消費に至る食品の安全性を確保するために、生産者から販売者の監視指導を行います



食品表示の巡回指導



収去した食品等の検査

② 食品事業者の育成

法の順守のための研修会の実施や持続可能な農業に取り組む農業者の育成を行います



食品関連法令の勉強会



環境にやさしい農業実践者の登録制度の創設

③ 正確な情報の発信

事業者と府民の皆様との交流会や消費者ニーズに応じた正しい知識を発信します



大学生への取組の紹介



食の府民大学YouTube講座

京都府食の安心・安全行動計画の概要

○食を取り巻く動向

- ・食品の産地偽装や食中毒等が断続的に発生し、継続した行政による監視が必要です。
- ・テイクアウトやデリバリー、家庭での中食需要の増加など食品の販売形態や消費者ニーズが多様化しています。
- ・食品表示法等の食に関する法制度が変更され、営業許可制度の見直しや食品等のリコール情報の報告、原料原産地表示の義務化など変化する法制度への確実な対応が必要です。
- ・持続可能な社会に向け、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保が注目されています。
- ・様々な食文化を持ち合わせた方が京都を訪れるなど多様化する消費者のニーズに応じた情報発信が必要です。

○第6次計画の成果

第6次計画では、3つの柱と30項目の数値目標を設定し、令和4年度は25項目、令和5年度は27項目で達成し、おおむね計画どおりに取り組むことができました。



↓ 数値目標を定めて食の安心・安全に向けた取組を実施

○食の安心・安全に向けた取組

1 生産から消費に至る食品の安全性を確保する取組

(1) 生産現場等の監視・指導

生産現場等において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

<具体的な取組内容>

- 1 農業使用者に対する適正使用指導
- 2 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導
- 3 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査
- 4 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導
- 5 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査
- 6 農薬販売店への立入調査
- 7 飼料等製造業者、販売業者への立入調査



(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

流通・販売段階において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

<具体的な取組内容>

- 8 巡回指導による食品表示の適正化
- 9 食品表示における科学的検査
- 10 新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導
- 11 食品衛生法に基づく食品等の収去検査
- 12 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導



2 食品事業者の自主的な取組を促進するための取組

(1) 事業者との協働による食品の信頼確保

安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、消費者の食品に対する信頼確保を目指します。

<具体的な取組内容>

- 13 農業講習会の開催
- 14 自主的な残留農薬分析の推進
- 15 HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催
- 16 食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発
- 17 きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店の登録
- 18 食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上



(2) 持続可能な農業の推進

持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

<具体的な取組内容>

- 19 京都府みどり認定の拡大
- 20 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進
- 21 気候変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施



3 消費者への情報提供の充実と相互理解を促進するための取組

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

府民、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

<具体的な取組内容>

- 22 食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催
- 23 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成
- 24 府民の京都の食に対する理解促進に向けた「京の食文化の語り部」による講演会の開催
- 25 緊急時の食に関する対応研修会の開催



(2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

多様化する消費者のニーズに応じて、食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。

<具体的な取組内容>

- 26 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大
- 27 京都府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介
- 28 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信

